

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

掛川市長 久保田 崇

|                   |  |
|-------------------|--|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 掛川市<br>( 22213 )                                   |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 日坂地区<br>( 古宮・下町、本町・沓掛、川向、御林、大野下1、大野下2、大野中、大野上、中山 ) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和 6 年 1 月 30 日<br>(第 1 回)                         |

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

本地区は、山間地で逆川の上流部に位置し、丘陵地を切り開いた茶園が広がる屈指の茶産地である。世界農業遺産である茶草場農法において中心的役割を担い発信している。山間部は乗用摘採機の入らない茶園の荒廃化が進んでいる一方で、条件の良い茶園を求め他地区への出作も見受けられる。また、高齢化による担い手不足も見受けられる。

#### 【地域の基礎的データ】

農業者：54人（うち法人2経営体）

主な作物：茶、水稻、野菜、柑橘

### (2) 地域における農業の将来の在り方

茶を中心に複合栽培として野菜類、柑橘類、栗、シイタケ等を検討。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

|                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積                       | 175 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 175 ha |
| （うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】 | — ha   |

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農業振興地域内の農用地区域を、農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、担い手を中心に農用地の集積・集約化を進める。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

将来の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

佐夜鹿地区で茶園の大区画化や農道の整備等の基盤整備を検討している。また、併せて担い手への農地集積・集約化を進めていく。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

効率化が期待できる作業は委託を進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

|                                     |           |                          |             |                                     |         |                          |      |                                     |      |
|-------------------------------------|-----------|--------------------------|-------------|-------------------------------------|---------|--------------------------|------|-------------------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/>            | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④輸出  | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/>            | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等     | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> | ⑨その他 |                                     |      |

#### 【選択した上記の取組方針】

①地元対策協議会と獣友会員により連携を図り、箱罠設置箇所の餌やりや見回りを定期的に行い捕獲強化に取り組む。

⑤果樹等への改植に取り組む。

⑧台風等の災害及びそれに伴う停電等に対応するため、園芸施設の強靭化や無停電電源装置の設置などに取り組む。